

介護保険システム等標準化検討会（第2回）

令和7年8月8日【資料3】

# 介護保険システム等標準化検討会 （第2回）

## 標準仕様書第5.0版案の対応概要について

令和7年8月8日

事務局提出資料

# 1. 標準仕様書5.0版案の対応概要

○ 各検討論点に対する標準仕様書5.0版案で対応した内容は、以下のとおりです。

なお、6月WT検討が「○」である事項の具体的な対応内容は、第1回合同WTの検討概要(令和7年6月27日)を参照してください。

No	検討の論点	見直しの契機	6月WT 検討	6月WT 後変更	標準仕様書5.0版案の対応内容
1	介護分野におけるDXの推進への対応(介護保険部会での議論等を踏まえた適合基準日の見直しに関する検討状況、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の内容等を踏まえた対応 等)	制度改正	○	○ 4~11 頁	介護分野におけるDXの推進への対応として、適合基準日の見直しと介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の内容を踏まえ、機能・帳票要件を見直している。
2	介護保険料等における基準額の調整(令和6年(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円と80万円を超えること)に伴う対応	制度改正	○	—	介護保険料等における基準額の調整に伴い、受給者管理の機能・帳票要件、帳票レイアウトの金額を見直している。
3	被保険者証等における記載事項変更(総合事業の名称変更や、刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知に合わせた)対応	制度改正	○	○ 12~13 頁	刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知等に合わせた対応として、介護保険被保険者証等の帳票レイアウトを見直している。
4	高額合算自動償還への対応 ※令和6年度からの継続検討事項 (「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」への項目追加に伴う対応)	制度改正	○	○ 14頁	高額合算自動償還への対応として、帳票レイアウトを見直している。
5	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正	制度改正以外	○	○ 15~16 頁	引越し手続オンラインサービスに関する機能の実装区分の見直し、認定管理の帳票出力機能と帳票レイアウトの追加、給付管理の国保連合会との連携機能を追加している。

※令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応として、追加される事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。

## 2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和7年7月14日(月)～25日(金))のご意見は、**49団体**より**90件**寄せられています。  
※ 意見なしの回答であった202団体は含めておりません。
- 標準仕様書第5.0版案に関係しない回答も多く寄せられています。

自治体分類	介護分野におけるDXの推進への対応		介護保険料等における基準額の調整に伴う対応		被保険者証等における記載事項変更対応		高額合算自動償還への対応		標準化PMOツール等からのご意見等を踏まえた機能の見直し		照会範囲外の意見		回答団体合計(実数)		意見合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	率	意見数	率
指定都市(20)	5	7	0	0	0	0	1	2	3	6	0	0	8	16.3%	15	16.7%
中核市(61)※1	5	5	0	0	0	0	2	2	3	4	4	7	11	22.4%	18	20.0%
特別区(23)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2.0%	1	1.1%
市町村(1,430)	17	18	2	2	0	0	9	9	4	7	10	17	28	57.1%	53	58.9%
広域連合(39)	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	2.0%	3	3.3%
合計	29	32	2	2	1	1	12	13	10	17	15	25	<b>49</b>	100%	<b>90</b>	100%

※1 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

## 2. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 90件のご意見のうち、12件に対して5.0版案へ反映しています。
- 継続検討としている事項は、意見照会の範囲以外の内容で帳票出力の機能追加のご要望(過去の意見照会等でも同趣旨の意見あり)に関する事項です。

対応方針	介護分野におけるDXの推進への対応	介護保険料等における基準額の調整に伴う対応	被保険者証等における記載事項変更対応	高額合算自動償還への対応	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見等を踏まえた機能の見直し	照会範囲外の意見	合計	
							件数	率
第5.0版案へ反映	0	0	1	0	11	0	<u>12</u>	13.3%
回答記載(規定済、代替可等含む)	32	2	0	13	6	22	75	83.3%
継続検討	0	0	0	0	0	3	3	3.4%
合計	32	2	1	13	17	25	90	100%

### 3. 6月WT後の介護分野におけるDXの推進への対応

## 介護分野におけるDXの推進への対応(1/8)

○ 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」は以下のとおりです。

- (1) 適合基準日の見直し
- (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し

#### (1) 適合基準日の見直し

介護情報基盤との連携に関する機能について、標準仕様書【第4.1版】では以下のとおり規定している。

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。				【実施区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能						
大項目	中項目	小項目	改正種別 (前版の型から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険 システム	認定審査会 システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1. 介護保険共通	1.1. 他システム連携			0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(最終)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 通知された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として条件と差分を想定している。 条件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済み含むすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加【第4.1版】介護情報基盤のインタフェース仕様書の内容を訂正	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインを参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日※
1. 介護保険共通	1.2. マスタ管理機能	1.2.10.		0231431	介護保険に関わる事業所(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)の所属者情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・事業所番号・所属者名・所属者番号 ・所属者有効開始日・所属者有効終了日 ・所属者メールアドレス・所属者照用パスワード ※ 介護保険に関わる事業所情報(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)と所属者情報は結び付けられること	◎	◎	当該要件にて、以下の情報を管理することを想定している。 ・「2.被保険者資格」における施設(介護保険施設、住所地特例施設、適用除外施設等)の担当者情報 ・「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する情報 ・「8.給付管理」「10.総合事業」における居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス提供事業者、在宅改	【第4.0版】機能ID 0230077より変更	令和8年4月1日※

機能ID 0231429～0231419として、介護情報基盤との連携に関する機能を規定しており、機能ID 0231430～0231432として、介護情報基盤との連携にて必要となる管理項目を追加している。

<機能・帳票要件\_0.インデックス・改定履歴の「改定履歴」より抜粋>

第4.1版	令和7年1月31日	介護情報基盤対応	機能ID	変更内容
			0231419	変更なし
			0231420	変更なし
			0231421	変更なし
			0231422	変更なし
			0231423	変更なし
			0231424	変更なし
			0231425	変更なし
			0231426	変更なし
			0231427	変更なし
			0231428	変更なし
			0231429	変更なし
			0231431	変更なし

令和8年4月1日  
※標準準拠システムへの移行に関する状況及び介護保険部会での議論を踏まえ調整中。

第4.1版では実装必須機能の適合基準日は、「令和8年4月1日※」としており、機能・帳票要件の改定履歴にて、「※標準準拠システムへの移行に関する状況及び介護保険部会での議論を踏まえ調整中。」と補記している。(左図のとおり。)

### 3. 6月WT後の介護分野におけるDXの推進への対応

#### 介護分野におけるDXの推進への対応(2/8)

○第118回(令和7年3月17日)社会保障審議会介護保険部会にて、適合基準日の考え方について以下のとおり示されている。

##### ②適合基準日

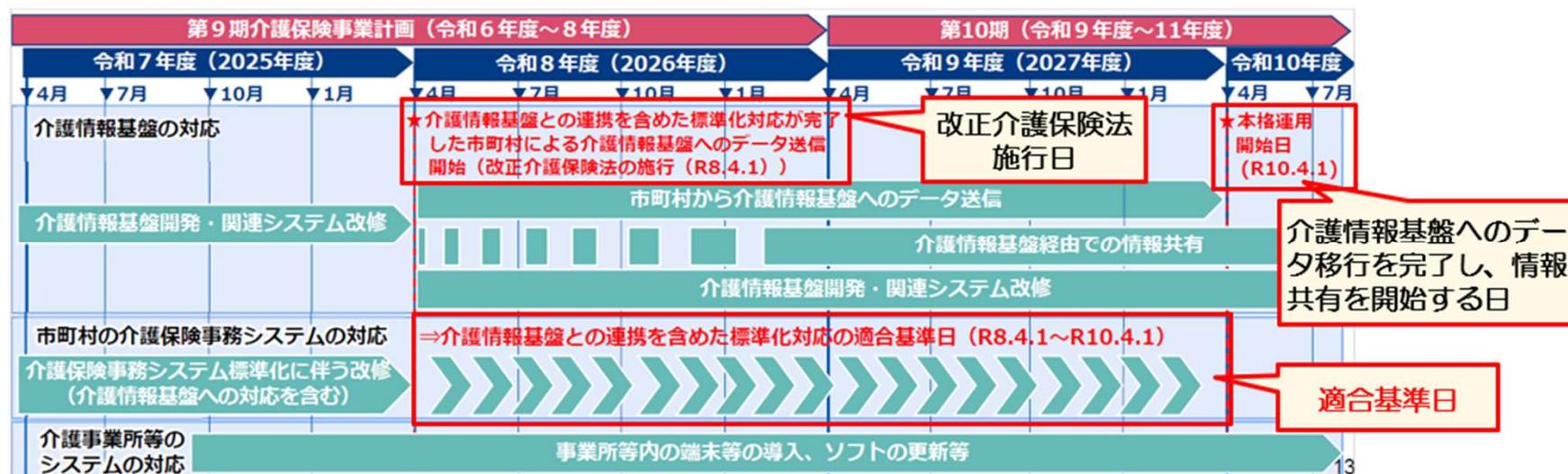
⇒ 全市町村で、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了し、介護情報基盤の活用を開始する時期（各市町村の介護保険事務システムが、介護情報基盤へデータ送信する機能を具備する必要がある期限）

また、適合基準日として定める日付について、以下のとおり検討方針が示されている。

- 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とする方向で引き続き検討することとしてはどうか。

○実装必須機能の適合基準日を検討するにあたっては、介護情報基盤に関する全体スケジュールも考慮する必要がある。

<第122回(令和7年6月30日)社会保障審議会介護保険部会「資料3 介護情報基盤について」より抜粋>



#### 介護分野におけるDXの推進への対応(3/8)

○適合基準日を定めるにあたっては、想定される改正介護保険法施行日や本格運用開始日、初回セットアップの期間等を踏まえる必要があると考えられる。一方でベンダのシステム対応にも一定期間は必要となると考える。以下は、考慮すべき点に対して影響する関係者と2案の適合基準日を相対的に比較した場合のリスクの度合いを整理したものである。

<凡例>○:相対的にリスク低、△:相対的にリスク高

検討時の考慮すべき点	影響する関係者		適合基準日(2案)	
	自治体	ベンダ	案1 令和8年10月1日	案2 令和9年1月1日
介護情報基盤の連携機能等の開発期間	－	あり	△	○
介護情報基盤への初回セットアップ期間(準備等含む)	あり	あり	○	△
介護情報基盤経由での情報共有開始に向けた周知期間	あり	－	○	△
令和9年度制度改正への対応期間	あり	あり	○	△

上表の内容をもとに、事前にベンダ構成員へのヒアリングと分科会を開催し、構成員と直接意見交換を実施した結果、ベンダ構成員から以下のような意見があがりました。

- 適合基準日までに市町村へ機能提供(導入)まで行う必要があり、期間は確保したほうがよい。
- 介護情報基盤への初回セットアップを令和8年度から段階的に実施できるのであれば、機能のリリースを段階的に行い、初回セットアップを分散する工夫は可能と考える。
- 令和9年度制度改正への対応について、規模感が不明な状況ではあるが、介護情報基盤への対応と合わせて市町村へ機能提供することで作業負荷の軽減が見込めると考える。

以上の内容も踏まえ、機能要件の適合基準日は「令和9年1月1日」へ見直しました。

### 3. 6月WT後の介護分野におけるDXの推進への対応

#### 介護分野におけるDXの推進への対応(4/8)

○適合基準日の見直しにより、以下のとおり機能・帳票要件を見直しました。

No	対応内容	修正箇所
1	適合基準日の見直し	機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID:0231419～0231429を修正 また、機能ID 0231431の管理項目「所属者メールアドレス」「所属者参照用パスワード」を別の機能ID 0231457として新規追加

<修正例> 機能ID 0231419、02301431の場合

適合基準日を「令和9年1月1日」へ変更

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)を設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		訂正	0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 忘却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】 介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加 【第4.1版】 介護情報基盤のインタフェース仕様書の名称を訂正 【第5.0版】 適合基準日を変更	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日 令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能	1.2.10.	修正	0231431	介護保険に関わる事業所(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)の所属者情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・事業所番号 ・所属者名 ・所属者番号 ・所属者有効開始日 ・所属者有効終了日 ・所属者メールアドレス ・所属者参照用パスワード ※ 介護保険に関わる事業所情報(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)と所属者情報は結び付けられること	◎	◎	当要件にて、以下の情報を管理することを想定している。 ・ 12.被保険者資格)における施設(介護保険施設、住所持外施設、適用除外施設等)の担当者情報 ・ 17.認定管理)における認定調査員や医師、審査員に関する情報 ・ 18.給付管理) 110.総合事業)における居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス提供事業者、住宅改修事業者等の担当者情報	【第4.0版】機能ID 0230077より変更	令和8年4月1日 令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能		新規追加	0231457	機能ID 0231431の管理項目に加え、以下の管理項目を所属者情報として登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・所属者メールアドレス ・所属者参照用パスワード	◎	◎	管理項目「所属者参照用パスワード」の詳細は、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること また、介護保険認定審査会資料情報を参照する認定審査員が利用するために設定する初期パスワードを想定している。 管理項目「電子的提出可否コード」は、認定管理における主治医・専員等の提出を介護情報	【第5.0版】新規追加	令和9年1月1日

適合基準日の見直しに伴い、介護情報基盤との連携で必要となる項目について、適合基準日を変更した別の機能IDで新規追加

## 介護分野におけるDXの推進への対応(5/8)

### (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し①

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」(令和7年3月31日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様に基づき、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
2	介護被保険者証利用情報の連携機能の追加	機能・帳票要件_1.介護保険共通に、連携機能として1.1 他システム連携に、機能ID 0231455、0231456を新規追加 また、介護被保険者証利用情報を管理する機能として1.3 データ管理機能に、機能ID 0231458を新規追加

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(0B)のIDを設定している。

【実装区分】◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231455	介護情報基盤に、介護被保険者証利用情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件:介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分:介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231456	介護情報基盤に、介護被保険者証利用情報を照会する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 随時で連携できること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 照会した結果(成功、失敗)も確認できること ※5 照会した情報は介護保険システムに取り込み、利用できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件:介護情報基盤からの取り出し時点で基盤に保管されている受信済も含めすべての情報を対象とする。 差分:介護情報基盤からの取り出し時点で未受信の情報をすべて対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能		新規追加	0231458	介護被保険者証利用情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の介護被保険者証利用情報	◎	×		【第5.0版】新規追加	令和9年1月1日

#### 介護分野におけるDXの推進への対応(6/8)

##### (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し②

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」(令和7年3月31日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様に基づき、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
3	介護保険認定審査会資料情報の管理項目の機能追加	機能・帳票要件_7.認定管理に、介護保険認定審査会資料情報で必要となる項目を管理できる機能を機能ID 0231461として新規追加

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	介護保険システム	認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
7. 認定管理	7.4 一次判定/二次判定(審査会)		新規追加	0231461	介護情報基盤に提供する介護保険認定審査会資料情報のうち、以下の管理項目を認定審査会の関係単位に登録・修正・削除・照会できること。  【管理項目】 ・審査会資料ダウンロード可否フラグ  ※「審査会資料ダウンロード可否フラグ」のコード値等は「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること	○	○	介護情報基盤へ提供する情報として、認定審査会の関係単位での管理は標準オプション機能とするが、パラメタ等により市区町村(保険者)として認定審査会すべてで共通的に設定できるよう、介護保険システム、認定審査会システムの何れかで必ず実装することとする。  【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加	

### 3. 6月WT後の介護分野におけるDXの推進への対応

#### (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し③

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.0版)」(令和7年7月16日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様に倣い、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
4	包括同意情報の連携機能の追加	機能・帳票要件_1.介護保険共通に、連携機能として1.1 他システム連携に、機能ID 0231465、0231466を新規追加 また、包括同意情報を管理する機能として1.3 データ管理機能に、機能ID 0231467を新規追加

#### 機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (日) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231465	介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	◎	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。  自治体が導入する標準準拠システムにて介護保険システム、認定審査会システムの何れかで介護情報基盤との連携が必ず行える場合に限り、もう一方での実装は必須で求めないことも可能とするが、認定審査会機能を持つ一時的な介護保険システムの場合は実装必須とする。  【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加  介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231466	介護情報基盤に、包括同意情報を照会する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 随時で連携できること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 照会した結果(成功、失敗)も確認できること ※5 照会した情報は介護保険システムに取り込み、利用できること	◎	◎	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤からの取り出し時点で基盤に保管されている受信済も含めすべての情報を対象とする。 差分：介護情報基盤からの取り出し時点で未受信の情報をすべて対象とする。  自治体が導入する標準準拠システムにて介護保険システム、認定審査会システムの何れかで介護情報基盤との連携が必ず行える場合に限り、もう一方での実装は必須で求めないことも可能とするが、認定審査会機能を持つ一時的な介護保険システムの場合は実装必須とする。  【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加  介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能		新規追加	0231467	包括同意情報を登録・修正・削除・照会できること。  【管理項目】 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の包括同意情報  ※ 管理項目の内容は、機能ID 0230664の管理項目「要介護認定情報提供同意コード」等の認定申請情報と連動すること	◎	◎	自治体が導入する標準準拠システムにて介護保険システム、認定審査会システムの何れかで介護情報基盤との連携が必ず行える場合に限り、もう一方での実装は必須で求めないことも可能とするが、認定審査会機能を持つ一時的な介護保険システムの場合は実装必須とする。	【第5.0版】新規追加	令和9年1月1日

### 3. 6月WT後の介護分野におけるDXの推進への対応

#### (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し④

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第2.0版)」(令和7年7月16日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様に倣い、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
5	実装区分の見直し	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0230800の情報提供用資料をPDF形式で作成する機能について、介護情報基盤への提供にて条件付き必須となったため、実装区分を実装必須へ変更し、「要件の考え方・理由」に補足を追記

#### 機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理	7.7 情報提供	7.7.3.	修正	0230800	事業者等への情報提供用の資料について、PDF形式でファイル出力できること。	◎	◎	介護情報基盤へ提供する介護保険要介護・要支援認定情報に情報提供用のPDFファイルが含まれているため、実装必須とする。ただし、自治体が導入する標準準拠システムにて介護保険システム、認定審査会システムの何れかで介護情報基盤との連携が必ず行える場合に限る。もう一方での実装は必須で求めないことも可能とするが、認定審査会機能を具備する一体的な介護保険システムの場合は実装必須とする。 【第5.0版】実装区分を実装必須へ変更	【第5.0版】にて実装区分を変更	令和9年1月1日

実装区分を実装必須へ変更、「要件の考え方・理由」に当機能要件の扱いについて補足を追記、適合基準日に「令和9年1月1日」を設定

※今後、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の更なる改版や関連する情報の見直し等があり、機能要件や管理項目、帳票レイアウト等に影響が出る場合は、所要の見直しが発生する可能性があります。

## 被保険者証等における記載事項変更対応(1/2)

○ 検討論点3「被保険者証等における記載事項変更対応」は、以下の2点に倣い帳票レイアウト等を見直しました。

### ①総合事業の名称変更

老発 0805 第 3 号  
令和 6 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

老発 0805 第 4 号  
令和 6 年 8 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

標記の事業については、平成27年6月5日老発0605第5号本職通知の別紙「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により行われているところであるが、今般、ガイドラインの一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

### ②刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知

#### 拘禁刑創設の趣旨

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設(令和7年6月1日施行)

令和7年4月1日  
法務省矯正局

⇒ 刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立)により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前(令和7年5月31日まで)	改正後(令和7年6月1日から)
<p>○刑法 (懲役) 第12条(略) 2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。</p> <p>(禁錮) 第13条(略) 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法 (拘禁刑) 第12条(略) 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</p> <p>第13条 削除</p>

【出典】法務省資料「拘禁刑下の矯正処遇等について」より

<https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf>

「懲役」と「禁錮」を廃止し、新たな刑として「拘禁刑」を創設されることを受け、介護保険被保険者証の裏面等にある表記名を変更する必要がある。

地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正により、「介護予防・生活支援サービス事業」の名称が「サービス・活動事業」に見直されたこと等を受けて、介護保険被保険者証の裏面等にある表記を変更する必要がある。

①②の内容から、標準仕様書の改定(影響箇所)は、次ページのとおりになります。

## 4. 6月WT後の被保険者証等における記載事項変更対応

### 検討論点

① 総合事業の名称変更

令和6年8月5日に通知されました「地域支援事業実施要綱」、及び、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の改正内容から、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業の名称が「介護予防・生活支援サービス事業」から、「サービス・活動事業」へ変更されたことに伴う見直しが必要となる。

### 第5.0版案の概要

変更される用語を利用している箇所の見直しとして、標準仕様書の本編、及び、帳票レイアウトに記載があるため、以下を見直しました。

#### 【対応箇所】

介護保険システム標準仕様書(本編)P6

帳票レイアウト(5帳票)

帳票ID 0230009: 資格-03\_介護保険資格者証

帳票ID 0230010: 資格-04\_介護保険被保険者証

帳票ID 0230105: 受給-37\_介護保険負担割合証

帳票ID 0230146: 給付-03\_居宅(介護予防)サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関するお知らせ

#### ※修正イメージ※

介護予防・生活支援サービス事業サービス・活動事業のサービスを

### 検討論点

② 刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知

刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立、令和7年6月1日施行)により、「懲役」と「禁錮」が廃止され、新たな刑として「拘禁刑」を創設されたことに伴う見直しが必要となる。

### 第5.0版案の概要

見直された用語を利用している箇所への対応として、帳票レイアウトに記載があるため、以下を見直しました。

#### 【対応箇所】 帳票レイアウト(12帳票)

帳票ID 0230009: 資格-03\_介護保険資格者証

帳票ID 0230010: 資格-04\_介護保険被保険者証

帳票ID 0230084: 受給-16\_介護保険利用者負担額減額・免除認定証

帳票ID 0230085: 受給-17\_介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

帳票ID 0230086: 受給-18\_社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

帳票ID 0230087: 受給-19\_社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(特例措置対象者)(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

帳票ID 0230088: 受給-20\_訪問介護利用者負担額減額認定証(障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置)

帳票ID 0230089: 受給-21\_介護保険負担限度額認定証

帳票ID 0230090: 受給-22\_介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

帳票ID 0230099: 受給-31\_離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証

帳票ID 0230102: 受給-34\_中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証

帳票ID 0230105: 受給-37\_介護保険負担割合証

#### ※修正イメージ※

、刑法により詐欺罪として懲役拘禁刑の処分を受けます。



# 6. 6月WT後の標準化PMOツールのご意見等を踏まえた機能の見直し①

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
1	<p>○帳票ID:0230124 一の調査員に、複数の被保険者分を一括して依頼可能な帳票も作成してほしい(理由:被保険者ごとの依頼書の発行は、事務が煩雑で紙も多く使用するため)</p> <p>○機能ID0230685の「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書」■帳票詳細要件シート:認定-04■と、機能ID0230700の「介護保険 主治医意見書提出依頼書」■帳票詳細要件シート:認定-06■の2件は、帳票が対象者一人一枚の標準仕様になっています。本市では、対象者を依頼先ごとに一覧にした帳票を使用し、印刷枚数を削減することで事務効率を図っています。一人一枚仕様は、印刷枚数の増加に伴い、郵送経費の増加や事務が煩雑となるだけでなく誤封入のリスクを負うため、帳票の仕様に一覧形式も追加し、選択できるようにしていただくよう要望します。</p> <p>○帳票ID:0230126 一の医療機関に、複数の被保険者分を一括して依頼可能な帳票も作成してほしい(理由:帳票ID:0230124と同様)</p>	<p>ご意見を踏まえ、一覧形式での帳票を出力できる機能を以下のとおり追加しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231459、0231460            帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230221~0230224            帳票レイアウト_7.認定管理</p> <p>帳票ID 0230221 24.介護保険 要介護認定訪問調査依頼について            帳票ID 0230222 25.介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧)            帳票ID 0230223 26.介護保険 主治医意見書提出依頼について            帳票ID 0230224 27.介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)</p>

<修正箇所>機能・帳票要件\_7.認定管理 機能ID 0231459、0231460

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査システム			
7 認定管理	7.2 認定調査		新規追加	0231459	「介護保険 要介護認定訪問調査依頼について」「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧)」を出力できること。  ※1 一括出力もできること ※2 調査予定委託事業者又は調査予定調査員単位で出力できること  ■帳票詳細要件 シート:認定-24■ ■帳票詳細要件 シート:認定-25■	◎	○	「介護保険 要介護認定訪問調査依頼について」は、「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧)」を送付する際の送付状として利用する想定である。なお、一覧のみの出力も可能とする。	【第5.0版】にて新規追加	
7 認定管理	7.3 意見書作成		新規追加	0231460	「介護保険 主治医意見書提出依頼について」「介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)」を出力できること。  ※1 一括出力もできること ※2 意見書作成依頼医療機関又は意見書作成依頼区単位で出力できること  ■帳票詳細要件 シート:認定-26■ ■帳票詳細要件 シート:認定-27■	◎	○	「介護保険 主治医意見書提出依頼について」は、「介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)」を送付する際の送付状として利用する想定である。なお、一覧のみの出力も可能とする。	【第5.0版】にて新規追加	

4つの帳票を出力する機能を追加しました。  
 なお、全国意見照会のご意見を踏まえ、それぞれの機能要件に※2を追記しました。

追加した帳票詳細要件と帳票レイアウトについて、別添の介護保険システム標準仕様書【第5.0版】(案)をご確認ください。

## 6. 6月WT後の標準化PMOツールのご意見等を踏まえた機能の見直し②

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
2	<p>【レコード番号】7551 【課題名】主治医への介護認定情報提供について 【課題内容】 本市では毎月末に医療機関、主治医毎に情報提供対象者を1枚の帳票に集約して通知しております。 しかし、「標準仕様書【第3.0版】帳票レイアウトP172」に示されている帳票では、対象者一人につき1枚の認定情報を出力するレイアウトとなっております。ベンダから「示されているレイアウトで帳票出力する必要があるため、現行どおりの取り扱いはできなくなる」と説明を受けました。 この場合、対象者分の情報提供を出力しなければならなくなるため、作成する帳票の枚数が現在の3倍ほどになることが見込まれ、紙使用量、印刷経費、郵送料、業務量の増大等が懸念されています。 このことから、以下の2点についてお伺いします。 ①医療機関、主治医毎の情報提供対象者を1枚に集約した帳票がレイアウトとして追加される予定はないでしょうか。 ②帳票が追加されない場合でも、現行の取り扱いと同様に集約して情報提供を行うことは不可能でしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一覧形式での帳票を出力できる機能を以下のとおり追加しました。 【対応箇所】 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231462 帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230225 帳票レイアウト_7.認定管理 28.介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ</p>

<修正箇所>機能・帳票要件\_7.認定管理 機能ID 0231462

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。		【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理	7.7 情報提供		新規追加	0231462	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※ 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-28■	○	○	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.0版】にて新規追加	

追加した帳票詳細要件と帳票レイアウトについて、別添の介護保険システム標準仕様書【第5.0版】(案)をご確認ください。

帳票を出力する機能を追加しました。  
なお、全国意見照会のご意見を踏まえ、※書きを追記しました。

## 7. 継続検討事項

○ 継続検討事項は、現時点で以下のとおりです。

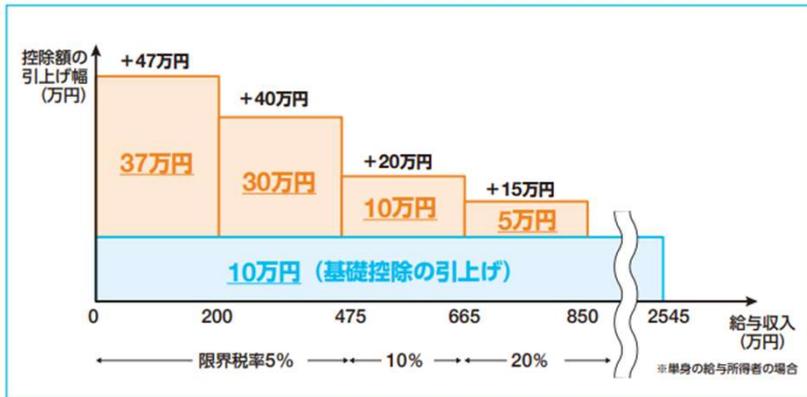
No	令和7年度上期の検討論点における継続検討事項
1	「 <b>令和7年度税制改正</b> 大綱(令和6年12月27日 閣議決定)における地方税における給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)等により、管理項目を追加する等の見直しが出る場合は所要の見直しを行う」ことについて、担当課にて検討を進めているところです。合わせて、税務システム標準仕様書の令和7年度税制改正に伴う改定内容を踏まえた機能別連携仕様(個人住民税システム)に規定する連携項目の追加の必要性も確認しています。これらを踏まえて、 <b>介護保険システム標準仕様書の見直しが必要となる場合は令和7年度下期に検討する予定</b> です。
2	<b>高額合算自動償還への対応</b> について、支給申請の簡素化に関する参考様式や事務内容、国保連合会との連携に関するインタフェース仕様等に関する詳細は検討中のため、今後、事務連絡等にて提示される予定となっています。提示された内容を確認した上で、 <b>介護保険システム標準仕様書の更なる見直しが必要な場合は次回改定等で見直し</b> を行います。
3	全国意見照会にて上がった要望で、主治医意見書作成料請求書の一覧対応として、帳票出力機能を新規追加することを機能の必要性や帳票レイアウトの統一化の観点等を整理し、 <b>令和7年度下期に検討する予定</b> です。

# (参考) 令和7年度税制改正大綱に伴う対応について

○ 「令和7年度税制改正大綱に伴う対応」として、令和6年12月27日に閣議決定した「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」等により、所得要件等の見直しを検討されており、今後の制度所管担当課における検討結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

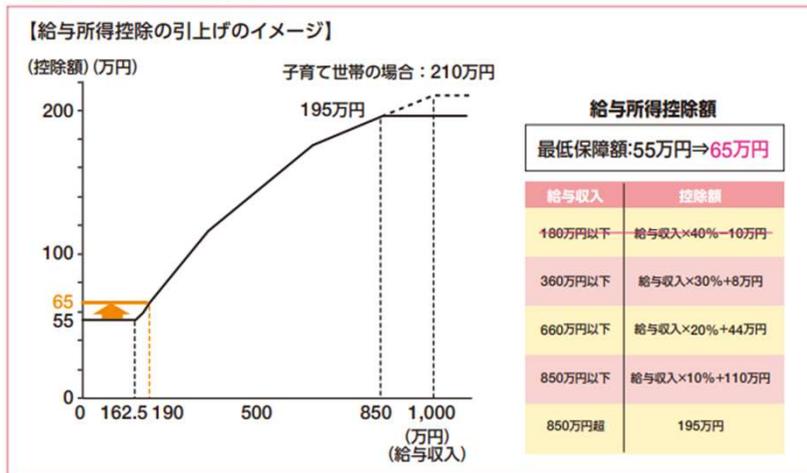
## ① 基礎控除

- 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げて最高58万円にしたうえで、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。



## ② 給与所得控除

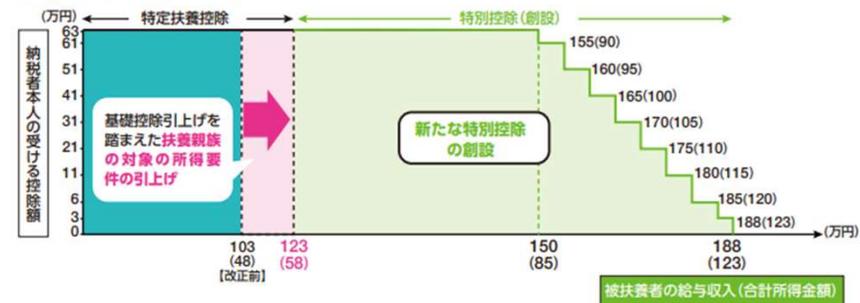
- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。



## ③ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入します。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円(給与収入123万円に相当)とします。

### 【新たな控除のイメージ】



【出典】財務省「令和7年度税制改正」(令和7年3月発行)より  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei25.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei25.html)

現在検討中のため、見直しが決まりましたら、改定が必要な場合は、対応内容と標準仕様書の改定案を展開いたします。